

## 第15回新生匠瑳戦略会議 会議録

開催日時：平成24年4月19日（木）

午後7時00分～9時30分

開催場所：匠瑳市役所議会棟第2委員会室

出席委員：（学識経験者）木村乃、渡辺新

（団体推薦者）宇野充紘、萱森孝雄、鈴木和彦、橋場永尚

（一般公募者）岡田陽子、永野亮太、林暁男、八木幸市

（10人／名簿順）

欠席委員：（学識経験者）鎌田元弘

（団体推薦者）安藤建子、越川竹晴、越川八代枝

（一般公募者）大塚榮一

（5人／名簿順）

市出席者：太田市長、角田副市長、木内総務課長、

小川企画課長、大木企画課副主幹、富井企画課副主査（6人）

### 1 開 会

### 2 あいさつ

#### ◆渡辺新委員長

2ヶ月ぶりになってしまいました。私はインフルエンザにかからないと思っていましたが、予防接種を受けていなかったこともあってか、かかってしまいました。以来体調が良くなって、匠瑳市のことを考えると血圧が下がりませんでした。

前に一度紹介した軍部の東宝社の写真ですが、NHKスペシャルで放映してからけっこう来訪する人が多くなり、忙しくなっていました。しかも、一番よく出る写真が四谷の雙葉の写真で、実は現在の皇后が通っていた小学校が雙葉学園です。

仕事の順番が一番後回しになってしまったのが、この中間報告で、本日の資料として配付されていますが、まだ抜けている部分があります。今日は市長、副市長にも来ていただいています。今後ぜひ出席をお願いします。

#### ◆太田安規市長

御苦勞様でございます。戦略会議に出席させていただくのは、約1年半ぶりとなりますが、その間、飯高で開催されました「里山・檀林ふおーらむ」にも出席させていただき、皆様には改めてお礼を申し上げたいと思っていました。中間報告というかた

ちで間もなく提出があるという話を伺い、また年度当初ということもありまして、本日はお邪魔させていただきました。

さて、渡辺委員長を始め、戦略会議委員の皆様には、匝瑳市の懸案事項の解決策を探るため、日ごろから大変な御苦勞をお掛けしておりますことに、まずもって感謝を申し上げます。

一昨年11月の第1回会議以来、月1回のペースで会議やフォーラム等の意見交換会、現地視察などを開催していただいております。特に、会議の進行の中では行政ではあり得ないような方法をとられているということで、渡辺委員長の饒舌な司会の中で、委員一人ひとりの意見を引き出しながら、答えを導き出していこうということが感じられます。課題に対しても「自分ごと」としてとらえ、市民目線で「戦略」を練ることに対し、心強く感じております。

毎月、文字がびっしり詰まった中身の濃い会議録を拝見する中で、時には共感し、考えさせられながら、皆さんと共に匝瑳市の明日の姿を思い描いているところであります。

現在、市では、課題の解決に向けて、昨年7月に戦略会議から頂きました「国保匝瑳市民病院の再建に関する意見書」を踏まえ、本年4月1日から地方公営企業法の全部適用に移行しました。また、旧飯高小学校の利活用につきましては、県立特別支援学校の分校として活用する方向で検討を進め、これに対しては地元で説明会を開催し、おおむね地元の了解を得たという解釈のもとに、千葉県教育庁と協議を進めているところでございます。

いずれも、戦略会議の議論や提案を基に検討を進めた結果であり、委員の皆様のお力によるところでございます。

私自身も知恵を絞り汗をかいて、「新生匝瑳」へ向けた課題の解決に正面から取り組んでまいり所存です。

委員の皆様には、引き続き、匝瑳市のまちづくりに格別のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

なお、4月1日付けで人事異動もありましたので、この後事務局から改めて紹介させていただきます。

(事務局の進行により、角田副市長、木内総務課長、小川企画課長の紹介が行われた。また、小川企画課長から新任のあいさつが行われた。)

### 3 議 事

## (1) 提案書（中間報告）について

[議長]

今日の議題は中間報告ということで、配付されている資料はまだ完成していません。今のところ、全7章構成で考えています。

最初に2ページの上ですが、1章で新生匠瑳戦略会議の概要ということで、ここは最後に書こうと思います。次に、本日、主に検討していただきたい2章～3章ですが、ここで少し論じています。なるべく論じることはやめようと思っていたのですが、最初に言いたいこともありましたので、ただ、この内容も戦略会議で議論してきたことに結びつけるような書き方にしています。5ページの4章は、懸案事項がどのように出てきたのかという背景です。結局はその要因をはっきりさせなければいけないので、それを簡潔に箇条書きにしています。6ページの5章は、以前A委員の事務所でまとめた図の内容で、あのときの内容が頭に残っていたので、すぐに作成できるかと思って後回しにした結果、肝心の部分がまだ抜け落ちています。7ページの6章は、前の章で触れている具体的な内容への留意点になりますが、できればもっと内容を豊富化してもらった方がいいと思います。それから7章で、今までの戦略会議でやってきたことを表でまとめています。表の前に若干説明を加えた方がいいかもしれませんが、こういうかたちで構成しています。特に、本日は2章～3章が中心となりますので、この後一字一句読んでいって、構成も含めて遠慮なく意見を出してください。

まず、2章で行政側のことを、3章で市民側のことを言っていて、それを前提にそのあと展開していきます。

(議長が2章～3章の本文を朗読。)

[議長]

少し難しい言葉がありますが、抽象的な言葉に慣れていると易しく書くのが難しい面もあります。なるべく戦略会議での議論に結びつけるようにしているのですが、皆さんから自由に意見を伺いたいと思います。いかがですか。

[A委員]

意見を言う前に確認ですが、この中間報告の完成に向けた作業スパンをどなたが負担するのが正解なのでしょうか。意見を求められているので意見を言うことはできますが、いろいろな意見を集約して文章をリライトしていく作業は、それなりの労力を

伴うもので簡単な作業ではないと思います。私はいつもそういう作業をする側になることが多いので、ついついそこを考えてしまうと、意見を言うことに遠慮をしてしまいます。書いている身になって考えると、いろいろ考えた結果、最終的にこういう表現になっているという部分が多々あると思います。遠慮することがいいことではありませんが、ついつい遠慮してしまいます。一種の割り切り方として、今後、この作業は誰が労力を負担するのかを了解した上で、進めるべきではないかと思います。くだい言い方をすると、資料の2章、3章で「自律した市民としての自覚が必要」と問われていますので、誰かがやってくれるだろうと期待し、思うことだけを述べるのはやや無責任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

[議長]

こういう会議というのは、難しいですね。例えば、私とA委員とB委員がいて、そこに地元の代表者がいて、これをまとめていくとなると、意見を抜き出して整理するところまではいきますが、最後に誰がそれをまとめるのが問題になります。国レベルになると、官僚が下書きを書いてしまうこともあります。A委員のおっしゃるとおり、労力はけっこうかかります。私はそんなに嫌ではありませんが、A委員のおっしゃることは、こういう作業をする際に大事なプロセスだと思います。良い意味でも悪い意味でも、市民病院の意見書は私がほとんど書いてしまいましたよね。こういう会議でのやり方としては、本当は良くありません。

[A委員]

混乱させることを申し上げた私も悪くて、つまり、私が言いたいのは、きちんと了解し合いましょうということをお願いだけなのです。さすがに皆さんと一緒に書こうということはできませんので、委員長に大変な労苦を負担していただいて、中間報告のまとめをお願いしたいという意思表示をして、それを承知でありながらも責任は持ちたいので、意見は言うというスタンスを明確にしてから先に進むべきだと思います。これは私の提案ですが、いかがでしょうか。

[議長]

A委員の言われることはよくわかります。私の運営の仕方が下手なのですが、この中間報告を作成する前に、A委員の事務所で考え方の共通認識を図りました。しかし、当初やろうとしていた委員全員でそのプロセスを経るという作業は抜けてしまいました。おそらく、B委員が言いたかったのはそこだと思いますが、分厚い会議録から意見を抽出するというのは、皆さんにとってかなり大変ではないかと私は思っていました。A委員が言われたことは、こういう会議を運営する上での正論ですので、その言葉を胸に刻みながら自由に意見を出してください。

[A委員]

私はそのような立場ではありませんが、委員長よろしくお願いします。

[出席委員全員]

よろしくお願いします。

[議長]

私の方から一つ。C委員、全体的に言葉が難しいと思いますが、いかがですか。

[C委員]

でも、わかりますよね。

[議長]

何となく言いたいことはわかるということでしょうか。

[C委員]

硬い物をゆっくり噛んで食べるような感じです。ゆっくり噛むことで味わえるように、一言一言を丁寧に読んでいけば、日本語には漢字という便利なものがあり、それぞれ意味を持っていますから、難しい言葉でも言いたいことは伝わってきますよね。

[議長]

できるだけ難しい言葉は避けた方がいいという感じはしますが、いかがですか。

[A委員]

先ほどC委員がおっしゃっていたように、「てにをは」は別として、こういう格調で良いのではないかと思います。委員長の持ち味である文体が活かされていることに対しては尊重すべきだと思いますし、委員長の言葉遣いが戦略会議を代表しているものだと思います。

[議長]

そこはいつも迷うところですが、それで良いと考えていいのでしょうか。今まで何回か行政と仕事をしてきたなかで、今回のように原稿を出したところ、ほとんどリライトされて、持ち味も何もなくなってしまったことがありました。

[A委員]

それは、行政が専ら事をなすという事務局主導型のやり方をすると、当然そうなりますよね。戦略会議はそういう会議にはしないということですから、私は問題ないと思います。

[議長]

あともう一つ。行政が出している報告書の類で、学校の教科書と同じようにきれいな図などが入っていたりしますが、中身はない気がします。できれば文章化して、ちゃんと論理構成を作っていた方がいいのではないのでしょうか。どこの自治体もそう

ですが、業者が請け負って作成するものは大体同じような感じで、日本全国どこへいっても変わりません。それは避けたいと思っています。

ここで初めて読んで、どこをどう直したらいいのかという意見を言うのも難しいと思いますが、いかがでしょうか。

[A委員]

気がついたことだけ申し上げますと、全体として違和感を覚えることなく、まさしくこういう議論をしてきたのだと思います。あえて言うならば、2章の最後の3行は、3章へのバランスを考えたときに、ややとってつけた感がありますが、視点を「行政」に移す役割を果たしているということで、問題ないのかと思いました。

3章を読み上げている際に、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、「公的領域」という概念については、下手な図ではなくうまい図をつけることで、ここで言っている公的領域というものへの理解を共有する必要があると思います。推敲なさる時間がなかったのだと思いますが、その証拠としては、4ページの4行目に公的領域が出てきて、それは「行政が処理する」と書かれています。実は、委員長にはそういうことを主張する意図は全くなく、同ページ7行目にある「協働の公的領域」をむしろ言いたいのだと思います。その証拠としては、同ページ9行目に、「行政だけによる公的領域の問題」と書かれています。従来型の公のとらえ方でいくと「行政だけの公的領域」で、これからは「共助の公的領域」と規定されているにもかかわらず、その前段で公的領域という言葉がさらっと使われていますので、誤解を招く結果になるのではないかということです。そのために、わかりやすく整理された文章を示す図があればいいのかなと思いました。私でよろしければ、図ぐらいなら作成することもできます。

それから、4ページの下部に「サービスの対価として税金を払うという納税者意識を希薄な状態として」とあります。これは納税者と税の関係を言っているわけですが、これはいろいろな説があると思います。「税金＝サービスの対価」であるかどうかという大問題がありまして、税は本来、所得の再分配という機能があってサービスの対価として払うものではないという説と、サービスの対価として払う説とがあります。これからの新しい公共としての納税者は、税に対してどういうスタンスを持つべきか、ということを議論した形跡はありませんし、答えも出せませんので、踏み込んでしまうのは少し危険な気がします。そのことは、5ページ上部にも現れてきて、2行目の途中から「消費者であり受益者である市民の関与」とあります。これは私の持論ですが、国民には3つの顔があって、主権者でありオーナーである納税者という顔と、受益者であり消費者である顔と、協働者でありパートナーである顔の3つがあると、私はよく言います。これは私が勝手に言っていることなのでかまわないのですが、新し

い公共を前提としたとき、住民とはどういう存在なのかという規定をかなり明確に言うてしまうことになるので、少し逃げた方がよいのではないかと思います。つまり、「自分ごと」程度の位置づけに留めておいた方がよいのではないかと思います。

[議長]

A委員の言われた最後の部分は、意外と何も意識せず書いてしまいました。指摘されればまさにそのとおりだと思います。ここでサービスという言葉を使っているのですが、安易に使ってしまった気がします。

[A委員]

皆さんにわかりやすく説明すると、体育館を使用するときには使用料を支払うと思いますが、これは受益者負担によって設定されている使用料で、これがサービスの対価です。これに対して基本的な税のシステムは、自分が受け手にならないような人の方が負担しているのです。税を支払う能力が低い人たちが受益をする立場にあるケースが多いので、サービスの対価としてとらえていいのだろうかという議論があるわけです。ところが、新しい人たちは、サービスの対価として税を支払うという概念が強くなってきていますので、自分たちが得することがないのに、なぜ税を支払わなければならないのかということを使い始めています。これが公共というものを良くない状態にし始めている原因でもあります。本当にこのことについて書こうとしたら、きちんと整理した上で書かないと誤解を招く可能性がありますので、気をつける必要はあると思います。

[議長]

他にはいかがでしょうか。当初は、3章の後に「市民参加」を入れようと思っていましたが、5章の「懸案事項解決へのシナリオ提示」で、まちづくりの仕組みなどに触れているので、ここではあえて触れませんでした。太田市長はよく市民参加という言葉を使いますよね。

[D委員]

この中間報告の文章を作るのは大変な作業だったと思います。確認ですが、これは市長に提出し、提出後は市民も見られるようにホームページへ掲載しますよね。先ほどお話のあったとおり、書き方に関してはこれでいいのではないかと思います。中身についての意見は、ここでいきなり見てもというのがありますが、ゆっくり読んでみてもなかなか難しいと思います。なぜなら、ほとんどの部分に、行政や市民に対する委員長の思いが込められているからです。そこで、私なりの意見としては、今まで戦略会議で出てきた「人ごと・自分ごと」というのが3～5行くらいでまとめられてい

るので、これをもうちょっと膨らませていただければという感じがしました。

[議長]

まだ本日の資料には書いてありませんが、その部分については、最初の1章で触れようかなとも考えていました。先ほど、A委員から指摘があったように、とってつけた感がありますし、実際そのとおりでもあります。

事務局は、中間報告の文体などについて問題はありますか。

[事務局]

構成は全く問題ないと思いますが、一つ伺ってもよろしいでしょうか。内容というわけではありませんが、この後、中間報告の後段部分について委員長からご説明をいただけるのだと思います。今回は、表紙に書かれているとおり中間報告という位置づけでお願いしているわけですが、現委員さんの任期は今年の11月までとなっております。任期の中で最終的には提案書というかたちで、とりまとめをお願いしたいということをお知らせしてきました。今回の中間報告で、これだけのものを出していただくと、では最終報告はどのようなかたちになるのかということが気になってしまいました。中間報告の内容からすると、最終報告はかなり壮大なものを想像してしまうのですが、任期終了まで約半年という期間で、果たしてまとめられるのだろうか心配してしまいました。

[議長]

私なりに考えはありますが、皆さんいかがですか。

[A委員]

行政実務の上での解釈はあると思いますが、いろいろ会議の日程などを見ると、中間報告というものは意外と最終報告のすぐ前にあつたりします。スケジュールのちょうど真ん中にはありませんよね。つまり、意味合いとして全くの中間報告ではなく、最終報告のちょっと出しです。実務上いろいろなものを見ても、中間報告に多少の肉付けがされたものが最終報告という感じのものが多いと思います。あえてこれを骨子に変えて、温存する必要性はないと思います。中間報告は最終報告を意図した内容になっていて、さらに議論を深めることでブラッシュアップしていくという位置づけで考えると、そのことを中間報告で明記しておけば、その心配については対応が可能であると思います。

[議長]

政府レベルで見ると、中間報告がその後の政治経済のあり方を決めてしまうような内容になっているものがけっこうあります。意外とそういうものの最終報告は見たことがありません。ただ、私の考えでは、懸案事項である跡地の利用について、最終報

告の段階でも「こうしなさい」とは言えません。最終報告ではかたちをかえて、B委員やA委員が提案しているまちづくりの仕組みをメインにしようと考えています。中間報告を大きく膨らませていくということではなく、戦略会議は本来、まちづくりのしくみを考える場だと私は言ってきました。その方向で考えていくと、最終報告はA委員の色が強く出ると思います。

[A委員]

一つ前に戻ってD委員の発言の関係で、中間報告全体（1章～7章）を図式化してみることで、どこに何を書いたら一番効果的なのかが見えてくる気がします。4章～6章はさておき、1章～3章の流れは先ほど委員長がおっしゃったように、1章では「新生匠瑳戦略会議の概要」ということで、会議がこのように開催されましたではなく、会議で出てきたキーワードについて触れ、行政という側面からそのキーワードを展開していくところなり、市民側から展開していくところなるという流れになります。つまり、1章があってそこから2章、3章が生まれてきているという格好をとることがスマートな気がします。そうすると、先ほどD委員が指摘された2章の最後の3行、3章の最後の5行は1章で触れることとして、2章、3章はそれを受けているということにすれば、一番効果的ではないかと思います。

[議長]

当初は、最後にある7章の表が1章の場所にありました。しかし、それをあえて後ろに移動させたのは、1章に戦略会議で議論されてきたキーワードなどを持ってこようかと考えていたからです。先ほどのA委員の発言で、そういう構成にしよう決めました。

さて、時間も限られていますので先に進みましょう。次に4章ですが、メールで送る直前まで作成していた部分なので、所々に字体が変わっている部分があると思いますが、特に意味はありません。

5章「懸案事項解決へのシナリオ提示」に行く前に、実際に懸案事項がどのように形成されてきたのかという背景と要因について、簡単に触れた方がいいのではないかと思います。4章は、「人口の減少を前提とした地域づくりの必要性」と「懸案事項の背景」の二つの構成で、懸案事項の背景については社会構造の変化に注目し、①～⑥の項目に分けて指摘しています。

(議長が4章の本文を朗読。)

[議長]

⑥「行政依存解決への新しい仕組み」については2章、3章で言っていることなのですが、次の5章へのつながりを考えてここに入れました。4章については、いかがでしょうか。

[A委員]

確認してもよろしいでしょうか。要は、いくつか懸案事項として投げ込まれた個別課題はありますが、その個別課題一つひとつを別個に取り上げて、そのことをうんぬんするということが、あまりアプローチとしてはふさわしくないと。その懸案事項として投げ込まれた個別課題は、さすがに投げ込まれただけあって、今日的な社会環境変化というものをまざまざと典型的に反映した現象であるだろうと。したがって、背景にある社会環境そのものに目を向けて、その環境を匝瑳市独自の政策形成やまちづくりの方向性にどう反映させていくかと考えることこそが、中心課題でなければならないと。4章はそれを言うためのくだりで、これを5章につなげるという理解でよろしいでしょうか。

[議長]

そのとおりです。おそらく、懸案事項の背景については、他の部分より私の専門に一番近い部分なので、もうちょっと時間を頂ければ良くなると思います。本当は、農業のところもE委員の報告があったので、もう少しどこかで触れたいと思っていました。

[A委員]

今日は委員長が執筆者であって、進行がしづらいたいと思いきなり余計な口出しをいたしますが、特に⑤、⑥あたりは、私が読ませていただいた限りでは、これまでの戦略会議の議論の方向性や、委員の皆さんが示した価値観に相反する内容にはなっていないと見受けられます。ただ、かなり価値観に触れる内容になっていますので、全委員の皆さんに、この場で議論されてきた価値観から逸れていないか、あるいは適しているかという観点で意思表示をしていただく必要があるのではないのでしょうか。新しいものばかりではなく、もっと歴史と伝統を大切にしようということを言っているわけですね。いわゆる近代化・都市化というものに一つのけじめをつけるという壮大な提起です。

[F委員]

共通した認識ということではよろしいのではないのでしょうか。

[議長]

東日本大震災を経験し、現在、まちづくりの議論をまとめて構成していますよね。そうすると、自然環境や原子力発電所の問題などが、どうしても頭をかすめます。

[F委員]

匝瑳市のようなところは、膨張していくのではなく、現実を認識していくなかで方向性を見出していかなければなりません。このあたりを、市民の皆さんに実感として感じていただけるか、ということになると思います。ただ、こういう価値観というのはおそらく共感を得られるのではないかと思います。

[A委員]

あえてそういうことを申し上げたのは、例えば、Gという人がいますよね。彼が明確に言っているわけですが、私はそれに否定的な立場から言います。彼の発言では「縮小均衡の社会が来るなどということを学者たちが言っているが、とんでもない話で、これからも成長を続けなければならないのだ。」とっています。それで人気を博しているわけです。つまり、世論はバブルがはじけて右肩上がりの成長はないと承知していたはずなのに、あるいは3.11（東日本大震災）を経験してさらにそれはないだろうとみんなが思ったはずなのに、一政治家のプロパガンダと言っていいと思いますが、ワンフレーズでこれだけ世論は動くわけです。ついうっかり「まだいけるのではないか」という幻想を持ったりします。そういう社会なのです。そういう社会のなかに、今なおこういう価値観で一石を投じるのは、それなりに勇気の必要なことだと思います。そのことを承知しておこうという合意は、それなりに意味をなすことだと思いますので、少しこだわりました。先ほど、F委員が言われたように、「これでいいのではないか」ということを皆さんも同様に感じられていれば、問題ないかと思います。

[F委員]

当時の幻想がまだ残っているのではないのでしょうか。何かやってくれそうで、カリスマ性もありますからね。

[議長]

マスコミでは、Gをもじってファシズムならぬハシズムなんて言っていますが、日本でも昭和の始めやナチスドイツもそうなのですが、台頭するときというのは社会が閉塞状態なのです。そういうときに強いリーダーみたいな人が急に出てくると、大衆はそっちに傾いてしまいますよね。非常に怖いことです。先ほどA委員が「みんなわかっていたはずなのに」と言っていました。閉塞状態のときには、わかっているのにそういうものを求めてしまうという大衆心理はあるのかもしれない。

今日は、事務局で旧飯高小学校に行っていたようですが、何かあったのですか。

[事務局]

市長があいさつで申し上げたように、旧飯高小学校施設は県立八日市場特別支援学校の分校として活用する方向で、県教育庁と協議を進めています。今日は、県教育庁

の担当部署から関係者が実際に現地を見たいということで、現地視察の立会いに行つてまいりました。

[議長]

以前、A委員や他の委員の皆さんからも、県教育庁へいろいろ条件を付けた方がいいのではないかという意見があったと思いますが、まだそういう交渉は始まっていないのですか。

[事務局]

県教育庁からの申入れがあつてから、飯高地区で地区説明会やもっと小さい範囲での集落説明会を開催しました。地域からの要望や行政で使用していた実態については本日お伝えし、今後県が管理することになつても継続して使用したいという要望は提出しました。

[議長]

利用に関する問題だけではなく、施設等を無償で貸与することを前面に出して、匝瑳市に何らかの利益をもたらすような交渉はしましたか。

[事務局]

「里山・檀林ふおーらむ」では、今まで地域活動の拠点だった旧飯高小学校を、これからも地域活動の拠点、あるいは交流の拠点として使っていきたいという方向性が出ました。現在も地域の中ではそういう意見がありまして、特別支援学校の分校になつても、学校と地域住民との交流は積極的にやっていきたいという要望が地域から出されています。今後、特別支援学校の分校を設置するにあたり、設置準備委員会という検討の場ができるということです。そのなかに地域住民を加えてほしいという要望はしてきています。後は、体育館が老朽化しており、地域防災の避難所としての位置づけにもなる施設ということもあつて、建替えを県へ要望しました。

[議長]

地域の交流といつても、特別支援学校では難しいですよ。夏祭りをやったぐらいでは交流とは言えません。

[D委員]

八日市場特別支援学校の本校でも、周辺地域の人と何か交流をやっているかという、特別なことはしていませんよね。ましてや分校ですから、分校が盛んに地域との交流ができるとは思えません。もしできるとしたら、地域のために生徒がいない夜間や土日に体育館を使わせてもらうとか、その程度ではないでしょうか。

[事務局]

飯高小学校が廃校になつた後も、地域で使うという前提で、区長会長と教育長が覚

書を取り交わしています。学校施設を使いたい場合には、区長会長に申込むことにより、現在も有効に活用している実態はあります。そういう要望も出ていましたので、それも県へ伝えました。

[議長]

あくまでも県が借用するというかたちですよ。そうすると、契約期間も決まっているのですか。

[事務局]

貸借契約の具体的な内容については、これから詰めていくことになります。

[議長]

県から市へ使用料は入らないのですか。

[事務局]

そこまでの具体的な話はまだしていません。

[議長]

先ほど、市長が「住民の理解は得たと理解している」と言っていました。H委員いかがですか。

[H委員]

よく考えれば、県と市の問題です。地域住民でどう使うかといっても、経費を全部もってもらうのと住民が全部負担するのでは全く違う話なので、そうなるとなかなか声が出ません。特別支援学校の実態も、地域住民はほとんど知りません。本校でさえ行ったことがない人がほとんどなので、私は本校へ行って見たらどうかという話もしましたが、おそらく行っていないと思いますので、実際に開校したときには大騒ぎになるのではないのでしょうか。「こんなはずじゃなかった」という声も出てくる可能性はあります。地域住民も自分たちで勉強もしませんし、市がそう言うならしょうがないかというくらいで、他に変なものになるよりはまだいいかなという考えだと思います。市としても、同じ学校として残るならばいいのではないかという考えで、双方の考えが先に進んでいくとしたら、私は終わりだよということを言ってきました。しかし、そうはいつでも「地域負担は大変だから」と言われてしまえばそれまでです。

[議長]

飯高地区の人が、もう少し自律した市民になればと思います。

[H委員]

自分の住んでいる地域を「人ごと」で考えていますよね。もし、学校が自分の持ち物だったら大騒ぎしていると思います。

[議長]

特別支援学校というのは、確かに全国的に不足しています。それはよくわかるのですが、地域の現場においてこのような状況が出ることを県行政や、場合によっては国の教育行政はどう考えているのでしょうかね。

[I 委員]

旧飯高小学校については、特別支援学校になるまでの間は学校としての行政（教育）財産ですか、それとも単なる不動産物件としての普通財産になるのですか。素人目から見ると、後者ではないかと思いますが。

[事務局]

行政財産です。

[A 委員]

行政財産ということで、教育目的にしか使用できないということですよ。まだ、普通財産にはなっていないということです。J T跡地も行政財産であり普通財産になっていませんので、商工業観光振興目的にしか使えません。同じように、旧飯高小学校も教育財産ですが、これは変更することも可能ですよね。

[事務局]

可能です。

[議長]

この戦略会議をやっていて、旧飯高小学校については、里山（生物多様性）、檀林などもあり、一番イメージしやすく期待していたところですが、特別支援学校になるということなので、戦略会議に対する情熱を少し失いかけてしまいました。県教育庁から申入れがあったときに、市に地域づくりに関する戦略的な部分があれば、また違った結果が出てきたと思います。それが全く感じられず、やったことは旧態依然の行政のやり方ですね。もっとも、戦略がないので戦略会議を設置しているというのもわかりますが。ともあれ、今後の条件面での交渉は、しっかりやった方がいいと思います。

[A 委員]

ちょっと過激派ですが、一応確認しましょう。先ほど委員長がおっしゃった旧飯高小学校の経過については、苦々しいものがありましたよね。言葉を選ばずに言うと、懸案事項であるといって放り込んだ当の市長が、この件についてはこうなったので懸案事項から外すということを願い出ることすらなく、そのまま来ているという経過です。これは信頼関係を損なう経過ですよ。中間報告の2～5ページに書いてあることを踏まえれば、「戦略的対応ではなく場当たりの対応であった一つの典型的な形状であった」と、中間報告に書いてもかまわないと思います。それによって戦略会議の位置づけ、あるいは事務局が非常に困るということであれば、1年半仲良くなってきた

いるわけですから、そこまでやる必要はないという申し合わせがあってもいいと思います。ただ、言ってみたいという気はするので、事務局の方で困らないということであれば、事実のおさらいをしておいてはいかがでしょうか。

[事務局]

本日、冒頭出席していた前企画課長が今までお答えしてきたなかでは、この戦略会議がどういう位置づけで立ち上げられたものかをお話しさせていただいたと思います。

「行政の枠にとらわれない」、「市民目線を大事に」ということが戦略会議のそもそものコンセプトですので、そこを重視していただくことが一番大事だと思います。だからこそ、それぞれのお立場で匝瑳市のために提言していただけるということであれば、事務局にはそれを拒むつもりはありませんので、ぜひご提言をお願いします。

[A委員]

2章のあたりで、この間の事象としてエピソード的に放り込むことができるのかなと思いました。

[議長]

5章の3の②に「まぼろしの資料・博物館」と書いておきました。

[F委員]

でも、実際に一番動き出しそうな懸案事項でしたよね。

[議長]

一番気になるのは、地域づくりをやっていくなかでの市の対応です。H委員などの、地域で積極的に活動している人を支援していくような政策は必要ですよ。そこに水をかけてしまったのかなと思いました。今まで言いませんでしたが、以前、県教育庁からの申入れがあったときに、「まだ保育所がある」という発言があったと思いますが、それはどうかなと思い、H委員の顔をずっと見ていました。

[E委員]

飯高地区の話なので「人ごと・自分ごと」ではないですが、少しカチンとききました。完全に人ごとの話だと思いました。例えば、「このお菓子は食べられないけど、もう一個あるからそれで我慢してくれ」というのと同じだと思います。

[I委員]

何年か経過したら、また次の廃校問題が出てくるわけですよ。中央からのトップダウンというものから、そろそろ考え方を変えようということが言われているなかでは、ある意味地元でのビジネスチャンスでもあるわけです。それをそのままどうぞというのはもったいない気がします。

[A委員]

点としての対応しかできない体質なのです。街中の非常に重要な機能を持つ可能性のある空間であるとか、そこを巡る人たちの思いとかが凝縮された総合的な場所であるというとらえ方をせずに、土地であるとしか見ていないからです。みんなで話し合った上で、そこは土地であると位置づけて、土地処理問題にしていくというのは一つのやり方ですので、土地であるという見方自体が悪いものではありません。その議論をせずに、最初から土地であるとしか考えていないことが問題で、J T跡地にも同じことが言えます。商店街や市という単位で考えていかなければならないというとらえ方がある一方で、単なる土地であるというとらえ方もあっていいのです。そこをちゃんと議論した結果、やはり土地であるという見方は良くないということで何となくまとまってきているわけです。これも5、6ページに関連してきますよね。物事を点でしか見ない、それがまさしく非戦略的であるということです。

[D委員]

今のままでは、ランチルームを地域交流の場所として地元の人にに使わせてくれというのも無理ですよ。校舎から切り離せれば別ですが、物理的につながっているわけですから。もし、県へ要望するとしたら「地域交流センター」を造ってほしいということです。ランチルームでは、交流の場にしてほしい、展示させてほしいといっても、そこまで地域の人が学校に入っては行けません。そうであれば、校舎とは別に地域交流センターを造って、「地域まるごと体験博物館」の展示物を飾ったり、地域の人が使ったりすることはできますよね。あるいは、北側の図書室を地域交流センターとして使わせてもらうなど、結局、市は県からお金をとれませんから、無償で貸借するわけですよ。

[A委員]

交渉次第でとれますよ。民民の賃貸借契約になりますから、普通の民法上の契約になります。

[D委員]

そういうことをしっかり要望していけば、地元の人たちにとっても地域の活動につながりますから、ぜひ県へ要望してほしいです。教育に使うわけですから、千葉県ならそれくらいの予算は出てくるのではないのでしょうか。

[A委員]

従来型の単なる地域エゴとして「とってやろう」ではなく、檀林や里山という視点から戦略的にまちづくりを考えたときに、そういう機能をここに持つておかないと発展性がないという考えの下に、交渉材料としてこういうものを造ってほしいと言うことが非常にスマートで、これまでになかった匝瑳市の姿勢を示すことになるのです。

そういう姿勢ではなく「無償で貸すのは嫌だから何か欲しい」ということでは、単なる地域エゴですから、それ以上交渉の余地はありません。

[議長]

特別支援学校の申入れを受けると決めたときに、戦略的な考えを持って進めていたらH委員も賛成するのではないのでしょうか。

[E委員]

その契約内容というのは、契約を締結する前に市民に公開されますか。公開されてからでないと、本当に市民が了解したとは言えないのではないのでしょうか。先ほど太田市長は「地元の了解を得た」と言っていました。提案が出て、それが実現されるかどうかはこれからの交渉次第ですよね。そのあたりの説明をしっかりとお願いしたいと思います。

[事務局]

先ほど市長が申し上げたことは、2月13日に開催した2回目の飯高地区説明会のことで、その際に県教育庁からの申入れに対する市の考え方を示しています。1点目は、県教育庁の申入れを受け入れること（旧飯高小学校施設を県立八日市場特別支援学校の分校として活用すること）。2点目は、地域の皆さんから頂いた要望を実現できるように県教育庁と協議すること。以上の2点を市の方針として説明し、地元の皆さんの了解を得たということです。

[E委員]

調整した内容について、最終的に地元の了解を得るということですか。調整結果はまだ出ていませんよね。

[事務局]

本日、初めて県教育庁に地域や行政の要望をお伝えしましたので、その細かい内容についてはこれから調整していくことになります。

[A委員]

今から申し上げることは、決してこれを踏み込んで書きましようという提案ではなく、皆さんの了解を取る必要があります。

先ほどE委員がおっしゃったことは素直な意見です。ところが、この国の地方自治の仕組みとしては、仕組みだけを前提に考えれば、その了解を取る場は市民が選出した議員が構成する議会がやることになっています。議会に対して議案が提出され、その議案を承認するかどうかという議会での意思決定がなされるわけです。形式的な仕組みでいえば、それがあれば了解を取ったと言い切れるのです。しかし、自律した市民と、中間支援機能を持つ行政とが自分たちごとでやっというムードと仕

組みには、この間接民主主義でしかない議会機能だけでは足りないということが明らかです。先ほどE委員がおっしゃったように、きめ細かい各地域での説明や理解が必要だったり、場合によっては住民投票という仕組みが必要だったり、そういう話が並行して出てきます。これは最終報告に向けた一つのポイントかもしれません。

[議長]

特別支援学校の話が出てきたときからずっと気になっていたことですが、戦略会議に旧飯高小学校の話を投稿しておいて、「里山・檀林ふおーらむ」までやった後に、教育委員会からこの話が表に出てきました。こんな重要な話が事前の問い合わせもなく出てくるはずがありません。教育委員会は太田市政の地域づくりを本当に理解していたのかどうか。「太田市政、大丈夫なのか」と思ってしまいます。ちゃんと太田市長のガバナンス（＝統治）が効いているのかどうか心配になってきました。率直に言って、市長の考えが教育委員会では徹底されていないということですよね。

[事務局]

タイムテーブルの関係ですが、「里山・檀林ふおーらむ」の実施が9月18日でした。委員長のお言葉をお借りして市と教育委員会とを分けて言えば、市へ県教育庁から申入れがあったのは10月5日で、教育委員会へは9月30日です。

[議長]

7月くらいに何か打診があったのではないですか。

[事務局]

9月に施設がどういう状況であるか（使用していない校舎や余裕教室の状況）という調査が県内の各市町村教育委員会へあったことは聞いています。

[議長]

時間がありませんので、この話はここで打ち切りましょう。

5章で一番肝心なところが抜けてしまっているのですが、基本的考え方の図もあり、B委員とA委員の提案も頭の中にもありましたので、簡単にいけるだろうと思い後回しにしてしまいました。これは大急ぎでやります。

次に、6章で「跡地利用問題への配慮」ということで、羅列して書いてみましたのでまとまりはないかもしれませんが、思いついたものを取り上げてみました。

（議長が6章の本文を朗読。）

[議長]

これをまとまりあるものにしたいと思いますが、その前に皆さんの意見を伺いたい

と思います。ここで私の頭の中に浮かんだのはこの８点ぐらいでしたが、皆さんいかがですか。

[A委員]

事務局に質問です。中間報告は、総論的に仕上げていくこととするが、いくつかある懸案事項のうち、J T跡地に関することは特出しして、多少具体的にしていくことは必要なので、そういう構成になるということは理解しているのですが、その必要性については本日時点でも変わりませんか。

[事務局]

この組織を立ち上げ、その後皆さんからいろいろな意見を伺いましたが、中間報告(案)にも書かれているように、委員の皆さんには、匝瑳市全般にわたる幅広い議論をしていきたいというお考えがあることは承知しています。一方で、市からの懸案事項が非常に具体的であり、また、市の懸案事項ではなく、市役所の懸案事項であるという御意見を頂いています。その四つの懸案事項の中で、特に市が緊急的に解決していきたいと考えているのが、跡地の問題です。跡地といっても、その中にはJ T跡地、旧米倉分校、旧飯高小学校、旧飯高保育所の計四つがあります。今までご説明しているとおり、旧飯高小学校は特別支援学校、旧米倉分校はつどいの広場として一部利用を開始しているということもあり、跡地の中で緊急的かつ一番大きな問題としてあるのが、J T跡地であるということは今も変わりはありません。

[A委員]

わかりました。なぜそのような質問をしたかということ、構成上唐突ですよ。6章に入って急に具体的な話になっていくので、6章で扱うよりは別立てにした方がいいのかもしれない。また、内容については、書くとしたらこういう内容になるのではないかと思います。これは私の個人的な意見ですが、やはり今の時点でこういう具体的な内容に触れていくのは心理的に抵抗があります。もし書くとしたら、「跡地問題」というとらえ方自体が間違っていて、中心市街地の問題として跡地があるという考え方をしていかなければならない、というようなことで、それを経た上でようやく土地の活用方法に入れそうな気がします。とはいえ、多少具体的なことを書かなければ話にならないという事情もありますので、苦肉として書いていただいている印象はありますが、このへんは悩みどころですよ。

なぜそのようなことを申し上げるかといいますと、これは委員長に大変失礼な言い方になるかもしれませんが、前半で書いている「自分ごと」として考えていないのではないかと、結局「あれが欲しい、これが欲しい」と言っていることと変わらないのではないかと、という誤解を招く可能性があるからです。

[議長]

非常に難しいところですが、市としては具体的な提案が欲しいわけですよね。最終的には、その具体的な何かは市が判断することになるのですが。

[A委員]

以前、私の事務所に集まっていたいで議論したことをおさらいしますと、具体的な展開に触れるのは難しいのではないかという意見と、そうではなくてやはり具体的な提案は欲しいという意見で論争をしていました。資料の図を見ていただきますと、具体的な提案というのは今までの議論で出された案が下の方に羅列されていて、別にどれかでなければならないという議論はおかしなことです。そうではなく、基本的な考え方に対する各項目を埋めていくと、自然と何が必要なのかが見えてくるわけです。J T跡地に関する新しい行政の役割は何なのか、市民の自律性をいかに発揮しなければならないか、市民と行政にはどのようなパートナーシップが必要になってくるかなど、こういうことを考えていくと、軽トラ商店やまちづくり元気隊などが結果として登場してくるわけです。検討を煮詰めていくための方法論について、今日的ではなく未来的な仕組みを考えながら方法論を展開していくことが、せめて言える具体像ではないかという議論をしたと思います。跡地に何を造るかではなく、跡地をどのようにとらえるのが、より重要な局面ではないかという気がしますが、事務局としてはそれでは足りないということで悩んでいます。

[議長]

結局、本日の資料では具体的なことをごまかして書いていますよね。これは、読む人に伝わってしまいます。これについてはいかがですか。先ほどの話で、米倉分校は具体的に何に使っているのですか。

[事務局]

つどいの広場として、3歳以下の乳幼児とその保護者が集まって、親子同士の交流、子育て相談などを実施しています。使用している部分は一部分で、第1回会議で説明していますが、米倉分校は分校（小学校）と分園（幼稚園）が併設している施設でした。その幼稚園で使っていた部分をつどいの広場として使っていますが、小学校の部分はまだ使われていません。

[議長]

わかりました。さて、6章についてはどうでしょうか。市への中間報告の提出はもう少し遅くなってもよろしいですか。構成についてはもう一度考えたいと思っています。次回の会議までには事前に送付できるようにしますので。

[I委員]

委員長が作成した中間報告の中で、市街地のマスタープランの策定が出てきますよね。少し手法を変えて、商店街の活性化は不可欠という考えのもと、マスタープランを策定していくという中で、J T跡地の問題に触れていくのはいかがですか。

[A委員]

マスタープランを作りましょうという提案にし、そのなかで考えていくべきものだというにすることにするわけですね。非常にスマートだと思います。

[I委員]

ちょっと話は違うかもしれませんが、実際に市内に住んでいると、市の商店街にはいろいろなポイント制度があります。しかし、ソフト部分が充実していないので、非常に使いづらかったり、ごく一部の人たちにしかメリットがないのではないかと、一種の違和感を感じています。

[議長]

逆に言えば、これは本来の手順になります。匠瑛市全体の都市計画マスタープランというのは、業者に委託しているのですか、それとも職員で作っているのですか、あるいは市民も入っているのですか。

[事務局]

市民が加わった委員会で計画（案）を策定していますが、支援業務をコンサルに委託しています。地域懇談会やパブリックコメント、都市計画審議会への諮問・答申を経る中で、市民の意見を聴取しています。

[議長]

もっと積極的に市民が入って、都市計画マスタープランを作成するというのは難しいことですか。

[事務局]

匠瑛市ではあまり例がないかもしれません。

[A委員]

匠瑛市には中心市街地活性化基本計画はありますか。

[事務局]

策定していません。

[議長]

商店街復権会議を開催するときに、いろいろ資料を集めようと思ったら、ほとんど出てきませんでした。商工会の人たちには、自分たちで調査をしてみるという意識はあまりなかったのでしょうか。

[A委員]

J T跡地に関わる中間報告の特記部分は、本日お書きいただいている部分も含めて委員長にお許しをいただければ、私が書いてみたいと思います。それは資料の図の上段部分を展開するというかたちで、先ほどのI委員の提案はスマートだと思いますし、本日お示しいただいている中間報告の内容も埋め込まれていくと思います。よろしければ私が書いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

[議長]

ぜひお願いします。A委員の作成部分も含めて、皆さんに再度検討していただき、事務局と相談しながら、最終的には市長へ提出したいと思います。最後に事務局から何かありますか。

(2) その他

[事務局]

私から4点、事務連絡をさせていただきます。

1点目ですが、次回(第16回)会議の日程ですが、資料にお示しのおり5月24日(木)で、午後7時から八日市場ドームということで調整させていただきましたので、よろしくをお願いします。

2点目ですが、4月に入り年度が切り替わりまして、皆さんの所属されている団体等の役職に変更がある人もいらっしゃると思います。もし、変更がある場合には事務局まで御連絡ください。

3点目ですが、前回御連絡しているとおり、本日分から委員報償費を口座振込にさせていただきます。すでに口座情報を頂いている方もいらっしゃいますが、まだ御連絡のない方については、明日でもけっこうですので御連絡をお願いします。

最後に4点目ですが、今回の会議録の確認については、順番でD委員、I委員をお願いします。

連絡は以上です。

[議長]

報償費については、振込日が決まっていますか。

[事務局]

会計処理の都合上、伝票を処理した日付で振込日は決まってきます。早急に伝票処理をしたとしても、振込みまでにはお時間を頂くことになりますので、御了承ください。

[議長]

わかりました。それでは時間になりましたので、本日の会議はこれで終了となります。

[事務局]

ありがとうございました。

4 閉 会